

私立幼稚園に通園している保護者の皆さまへ

◆令和6年4月分以降の支給上限月額が4,700円から4,800円に引き上げとなりました◆

～ 成田市幼稚園等入園世帯援助費について ～

制度の概要

成田市では、幼稚園に通園している下記の世界帯を対象として、給食費として負担している費用のうち「副食材料費（主食以外のおかず等に該当する費用）」に該当する部分について助成します。

対象世帯

成田市に居住し、成田市から「施設等利用給付認定」を受けている世帯で、下記のいずれかに該当する場合は、対象となります。

(1) 生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯

(2) 市民税所得割合算額が77,101円未満（おおむね年収360万円未満相当）の世帯

※ 父母ともに課税されている場合は、合算して算定します。

※ 当該年度の市民税額（4月から8月までの給食費にあっては前年度）により判定します。

※ 父母が市民税所得割非課税で、かつ同居（同住所地の別世帯を含む）している（曾）祖父母が課税されている場合は、その課税額により判定します。

※ 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除などの適用がある方は、これらの控除前の市民税の所得割額になります。

※ 年度の途中で家庭状況に変更がある場合は、その変更事由が生じた翌月から、助成の対象になります（または対象外になります）。

(3) 小学校3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯

例①) 同一世帯に小学校3年生、年長児、年中児の場合

→ 年長児は第2子に該当するため、給付対象外。年中児は第3子に該当するため、支給対象。

例②) 同一世帯に小学校4年生、年長児、年中児の場合

→ 年長児は第1子、年中児は第2子に該当するため、支給対象外。

(4) ファミリーホームまたは里親に委託されている園児

※ 児童養護施設に入所の園児は対象外となります。

助成上限額 月額上限 4,800 円

※ 実際に保護者が負担した副食材料費と月額上限額を月ごとに比較して低い方の額を支給します。

申請方法

助成を受けるには「幼稚園等入園世帯援助費支給申請書」及び必要書類などを持参のうえ、成田市役所2階保育課にご提出ください。

※ 申請書の用紙・・・保育課及びご利用の園に設置します。また、市ホームページ※よりダウンロードが可能です。（※市ホームページ サイト内検索で「幼稚園等入園世帯援助費」と検索）

※ 必要書類など

(1) 申請される全ての方

⇒ 幼稚園が発行する給食費に係る領収書（原本）

（特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書など）

※ 幼稚園から給食費に係る返金があった場合は、返金額がわかる書類

⇒ 振込先口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）

(2) 令和6年4月から同年8月までの給食費について申請する場合で、令和5年

1月1日現在の住所が成田市以外にあった世帯

⇒ 保護者それぞれの令和5年度市町村民税額が分かる証明書など

（市民税県民税特別徴収税額の決定通知書、納税通知書、課税(非課税)証明書）

(3) 令和6年9月から令和7年3月までの給食費について申請する場合で、令和6年

1月1日現在の住所が成田市以外にあった世帯

⇒ 保護者それぞれの令和6年度市町村民税額が分かる証明書など

（市民税県民税特別徴収税額の決定通知書、納税通知書、課税(非課税)証明書）

(4) 母子・父子世帯

⇒ 児童扶養手当証書・遺族年金証書・戸籍謄本（離婚・未婚・死別の確認ができるもの）のいずれか1点

(5) 生活保護受給世帯 ⇒ 受給証明書

(6) 中国残留邦人等支援給付受給世帯

⇒ 本人確認証の写し等（受給していることがわかる書類）

(7) 令和5年1月1日又は令和6年1月1日現在の住所が日本国外にあった方

⇒ 保育課へお問い合わせください。

申請スケジュール

幼稚園等入園世帯援助費の申請手続きは、年2回です。

下表の利用期間ごとに申請書を記入のうえ、必要書類を添えて、提出期限までに保育課の窓口までお持ちください。

給食の利用期間	申請書の提出期限（目安）
令和6年4月から8月まで	令和6年9月30日（月）まで
令和6年9月から令和7年3月まで	令和7年4月30日（水）まで

支給時期

支給は、申請書の受理後1か月程度を目安とさせていただきます。

【Q&A】

Q. 私の世帯は助成の対象になりますか？

A. 対象の判定は、市に申請書を提出していただいた後に審査をし、決定いたします。そのため、お問い合わせいただいても対象となるかは回答できかねますので、ご自身が対象になるか不明の場合は申請書を提出してください。

Q. 市町村民税額はどちらにわかりますか？

A. 下記のいずれかの書類をご確認ください。保育課にお問い合わせいただいても、課税額等については回答できかねますので、ご注意ください。

- ① 給料から税金が控除されている方…市民税県民税特別徴収税額の決定通知書
- ② 自営業など個人で納付している方…納税通知書
- ③ ①・②以外…課税(非課税)証明書

Q. 令和6年4月以降離婚し別居しました。課税額はどのように判定されますか？

A. 離婚日の属する月までは、父母の課税額で判定し、翌月以降は父（又は母）のみの課税額で判定します。申請の際は、申請書の他に父子（又は母子）世帯と証する書類（上記「申請方法」参照）も添付してください。なお、離婚後も同居している場合は、父母の課税額で判定します。

Q. 現在離婚調停中ですが、課税額はどのように判定されますか？

A. 保育課へお問い合わせください。

Q. 単身赴任で父（又は母）が成田市外に住んでいても対象になりますか？

A. 【国内在住の場合】

父母のどちらかが単身赴任等で市外に在住している場合でも、要件を満たせば対象となります。ただし、父母のどちらかが令和5年1月1日（又は令和6年1月1日）現在、成田市外に在住している場合、対象要件が第3子以降に該当する場合を除き、お住いの市区町村の課税証明書等（※）が必要になります。

※令和6年4月から8月までの給食費について申請する場合…令和5年度課税証明書等

※令和6年9月から令和7年3月までの給食費について申請する場合…令和6年度課税証明書等

【海外在住の場合】

勤務先の証明（給料明細）や税申告書等、1年間（※）の収入額及び所得控除対象となる経費がわかるもの（訳文付き）が必要となります。

※令和6年4月から8月までの給食費について申請する場合…令和4年1月から12月まで

※令和6年9月から令和7年3月までの給食費について申請する場合…令和5年1月から12月まで

Q. 収入の申告をしていませんが、どうしたらいいですか？

A. 収入がないため、申告をしていない場合や、申告上扶養から外れている場合等は未申告となります。該当する方は、お早めに令和5年1月1日（又は令和6年1月1日）現在でお住いであった市区町村での申告の手続きを行ってください。

Q. 満3歳児クラスに通っていますが、対象になりますか。

A. 満3歳児クラスに通っていても対象になりますが、お子様が3歳に達し、成田市から「施設等利用給付」認定を受けた日以降から対象となります。そのため、誕生月については、助成額を日割り計算する場合があります。

【お問い合わせ先】

成田市役所

保育課 学童幼稚園係

TEL：0476-20-1607